

◎公表すべき維持管理状況に関する情報(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項)

・焼却処理した一般廃棄物の数量 可燃ごみ 単位:トン

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	953.61	1006.58	1047.29	947.55	963.68	824.61	1005.39					
2号炉	952.77	1073.62	1060.54	937.70	877.2	824.85	1020.29					
合計	1906.38	2080.2	2107.83	1885.25	1840.88	1649.46	2025.68	0	0	0	0	0

・燃焼ガス温度等

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃焼室中の燃焼ガス温度 測定位置: 燃焼室出口 単位:℃												
1号炉	1,033	1,038	1,060	1,039	1,055	1,029	1,061					
2号炉	984	1,038	1,045	1,004	999	995	1,001					
集塵器流入燃焼ガス温度 測定位置: 集塵機入口 単位:℃												
1号炉	197	197	197	197	197	197	197					
2号炉	197	197	197	197	197	197	197					
一酸化炭素濃度 測定位置: 誘引送風機入口 単位:ppm												
1号炉	2	3	4	6	6	8	4					
2号炉	5	3	8	6	10	5	5					

※測定値については連続測定のため、日平均の月平均。

・ガス冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去

除去を行った設備	1号炉ガス冷却設備	1号炉排ガス処理設備	2号炉ガス冷却設備	2号炉排ガス処理設備
実施日	運転中、タイマーにて随時実施		運転中、タイマーにて随時実施	

・排ガス測定の結果

1号炉

焼却炉		1号炉			
採取場所	煙道	煙道	煙道	煙道	煙道
採取日	2023/4/25				
報告日	2023/5/31				
測定項目	基準値				
ばいじん(g/m ³ N)	0.15	0.0001			
硫黄酸化物(mN/h)	()内の数値	0.56(68.6)			
窒素酸化物(ppm)	250	120			
塩化水素(mg/m ³ N)	700	58			
ダイオキシン類(ng-TEQ/m ³)	5				

※硫黄酸化物の基準値は届出値

2号炉

焼却炉		2号炉			
採取場所	煙道	煙道	煙道	煙道	煙道
採取日	2023/4/26				
報告日	2023/5/31				
測定項目	基準値				
ばいじん(g/m ³ N)	0.15	0.0001			
硫黄酸化物(mN/h)	()内の数値	0.19(67.8)			
窒素酸化物(ppm)	250	120			
塩化水素(mg/m ³ N)	700	91			
ダイオキシン類(ng-TEQ/m ³)	5				

※測定回数 ・ばい煙(排ガス)測定: 年2回以上(大気汚染防止法施工規則第15条)
 ・ダイオキシン類測定: 年1回以上(ダイオキシン類対策特別措置法第28条)